

意匠分類記号	意匠分類の名称
J2-29	懐中時計及び指輪時計部品及び付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J2-29	全	携帯時計部品及び付属品	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
携帯時計用側	懐中時計用側	懐中時計用竜頭

定義

携帯時計、指輪時計、懐中時計に用いられている部品、付属品で、他の時計の部品、付属品としては用いられないもの。(注)1、文字盤、針、前面板(ガラス)、見切板を除く。→J2-90



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	